

3 都市環境の保全と改善

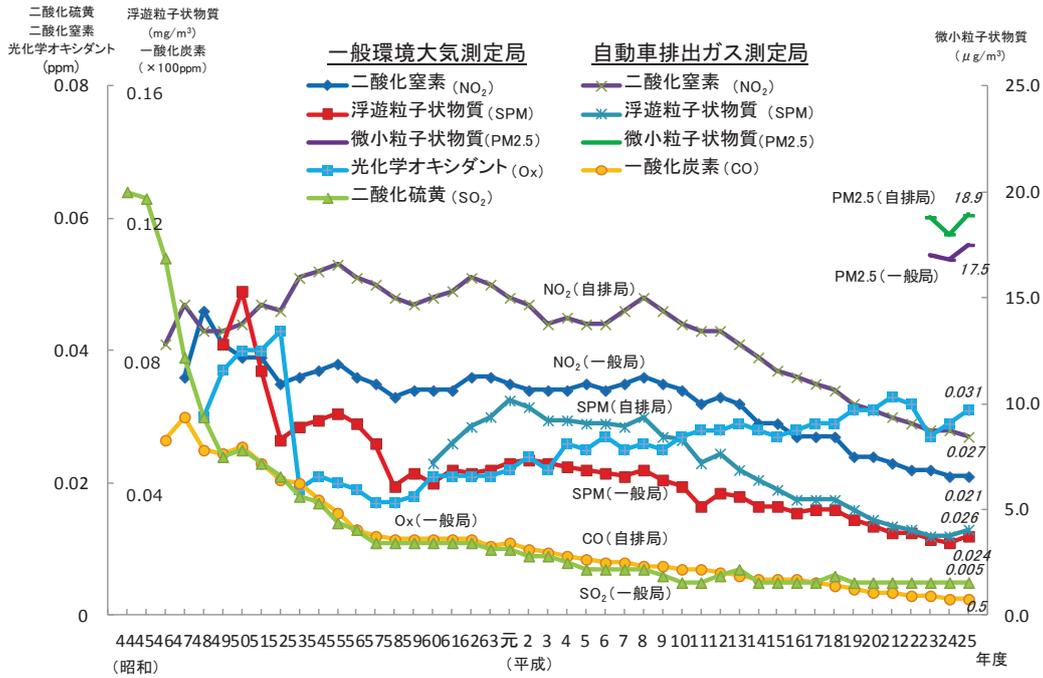
1 大気環境

(1) 大気汚染の現状

大阪市では、市内 26 か所の大気汚染常時監視測定局で「大気汚染防止法」(以下「法」という。)

第 22 条に基づく常時監視を行い、汚染状況を把握しています。大気汚染の状況は、近年改善が進んでいます。

主な大気汚染物質濃度の経年変化



主な大気汚染物質の環境基準達成状況の経年変化

測定項目/年度		H16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13
	自動車排出ガス測定局	6/11	8/11	7/11	9/11	11/11	8/10	11/11	11/11	11/11	11/11
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局	14/14	13/14	14/14	13/14	14/14	12/12	14/14	0/14	14/14	14/14
	自動車排出ガス測定局	9/9	8/9	8/9	8/9	9/9	8/8	9/9	2/9	9/9	8/9
微小粒子状物質 (PM2.5)	一般環境大気測定局	---	---	---	---	---	---	---	0/1	0/5	0/7
	自動車排出ガス測定局	---	---	---	---	---	---	---	0/2	0/4	0/5
光化学オキシダント (Ox)	一般環境大気測定局	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般環境大気測定局	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	12/12
	自動車排出ガス測定局	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
一酸化炭素 (CO)	自動車排出ガス測定局	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	3/3

(注) 円グラフの水色部分は環境基準(長期的評価)達成の測定局の割合を示す。数字は(環境基準達成局数)/(有効測定局数)を示す。

① 二酸化窒素 (NO₂)

平成 25 年度の二酸化窒素濃度の市内平均値は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）0.021ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）0.027ppm であり、一般局、自排局の全局で環境基準を達成しました。

② 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 25 年度の浮遊粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 0.024mg/m³、自排局 0.026 mg/m³ であり、一般局は全局で環境基準を達成しましたが、自排局の 1 局において、環境基準を達成しませんでした。

③ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

平成 25 年度は、一般局 7 局、自排局 5 局の計 12 局において、測定を実施しました。12 測定局の年平均値は 15.6~20.6 μg/m³ でした。

なお、12 測定局とも長期基準(1 年平均値が 15 μg/m³以下)、短期基準(日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m³以下)を達成しませんでした。

また、平成 25 年度は市内 2 地点で成分分析を実施し、その結果、2 地点ともイオン成分が最も多く、次いで炭素成分、無機元素成分の順となっていました。

④ 光化学オキシダント (O_x)

平成 25 年度の光化学オキシダント濃度の昼間の市内平均値は、一般局 0.031ppm であり、全局で環境基準を達成しませんでした。また、平成 25 年度の光化学スモッグ発令状況は、市域では予報が 12 回、注意報が 5 回（府域では、予報 13 回、注意報 7 回）でした。なお、平成 11 年度以降は、市内において光化学スモッグによる被害の訴えはありません。

(2) 主な大気汚染対策

① 工場など固定発生源対策

大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して、法・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以

下「府条例」という。）に基づく規制基準の遵守徹底の指導を行うことなどにより汚染物質の排出低減に努めています。

また、定期的に立入検査を実施し、届出内容の確認や法・府条例の遵守状況を確認するとともに、特に、6 月の「環境月間」や 12 月の「大気汚染防止推進月間」には、施設の一斉監視を実施し、環境保全意識の高揚を図るための啓発を図っています。

ア. 窒素酸化物*対策

前述の規制基準に加え、本市独自の指導要領に基づく指導基準の遵守徹底及び、窒素酸化物等の発生の少ない都市ガス・灯油等の軽質燃料の利用促進（クリーンエネルギーの利用促進）や低 NO_x 機器の普及促進を図るなど、窒素酸化物の排出抑制を進めています。

その結果、固定発生源からの窒素酸化物の排出量は、着実に減少しており、平成 23 年度は 2,235 トン/年となっています。

イ. 浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質には、ばいじん・粉じん等の一次粒子と揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があり、本市では、法・府条例等に基づく規制指導を行うとともに、揮発性有機化合物等の排出抑制などを推進しています。

また、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、国における調査研究を注視しながら、当面の間、これまでの粒子状物質対策を進めていきます。

ウ. 揮発性有機化合物*対策（光化学オキシダント対策）

光化学スモッグの発生抑制には、窒素酸化物のほかに揮発性有機化合物を削減することが必要であり、本市では、法・府条例等に基づく規制指導とともに、大規模塗装工場に対して、排出許容量規制等を行っています。

② 悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚に直接作用し、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害です。本市では、「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する「臭気指数」により、敷地境界等の規制指導を実施しています。

③ アスベスト*対策

大阪市では、平成17年12月に「大阪市アスベスト対策基本方針」を策定し、本方針に基づき各種対策を推進しています。

ア. 解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策

法・府条例に基づき、作業基準等の遵守状況の確認を行っています。

- ・解体等工事では事前の立入検査のほか、大気中のアスベスト濃度の現地分析等により、飛散防止対策の徹底を図っています。
- ・無届工事防止のため、特定建設作業*等の届出受付時に、アスベストの有無に関する事前調査などの周知徹底を図っています。また、労働基準監督署等の関係部署と連携し、解体等工事の情報交換を行っています。

イ. 解体等工事に伴い発生する廃棄物対策

アスベスト廃棄物の適正処理の確保のため、解体等の工事現場への立入調査のほか、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理法」の遵守徹底の指導を行っています。

ウ. 市有施設対策

平成8年度までに建設された市設建築物を対象に、吹付けアスベスト等（※1）の使用実態調査を平成17年度に実施しました。調査の結果、吹付けアスベスト等が露出し飛散のおそれがあるものなど対策の必要な施設について、「大阪市アスベスト対策基本方針」に基づき、除去等の対策工事を実施しました。これにより解体時等に対策を行う施設を除いて、アスベスト対策を完了しまし

た。（※2）

- ※1 吹付けアスベスト等:吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト、吹付けひる石、折板裏打ち石綿断熱材
- ※2 囲い込みを行った施設などについては、今後も適切な維持管理を行います。

エ. 民間施設対策

民間施設における未対策の建物については、対策の必要性を周知し、その推進に努めています。

また、民間建築物にある露出した吹付け材のアスベストの含有調査やアスベストを含有する露出した吹付け材の除去工事等に係る費用の補助に取り組んでいます。

オ. 健康対策

独立行政法人環境再生保全機構を実施主体として石綿健康被害救済制度が開始され、各区保健福祉センターにおいて受付窓口を設置しています。

今後の国の動向を踏まえて健診のあり方等について検討するほか、リーフレットによる情報提供を行うなど健康対策の充実に努めています。

カ. 相談窓口の開設・情報提供

環境や健康に関する相談窓口の設置のほか、大阪市ホームページにアスベストに関するサイトを設け、情報提供を図っています。

キ. 一般環境大気中のモニタリング

平成25年度の測定結果では、市内平均値は0.14本/リットルであり、すべての調査地点でWHO（世界保健機関）の環境保健クライテリアである10本/リットルに比べて十分に低い値でした。

④ 自動車交通環境対策

自動車交通環境対策としては、法などにおいて自動車単体の排出ガスに係る許容限度が定められており、逐次、その強化が図られています。

また、自動車交通が集中する大都市圏では「自

動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO_x・PM*法)に基づく車種規制が適用されています。

ア. 自動車からのNO_x(窒素酸化物) 排出量

大阪市域の自動車からのNO_x 排出量は各種施策の実施により削減されてきており、平成23年度は3,360トン/年となっています。

イ. 自動車排出ガス対策

大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及びエコカーの普及促進など広域的施策を推進しています。

○ 局地的施策

平成25年度においては、道路交通のボトルネックとなっている交差点や踏切などについて、交差点改良や連続立体交差化(阪急京都線・千里線:南方~上新庄(京都線)、柴島~吹田(千里線))が進められており交通流の円滑化を図っています。

交通渋滞等の原因である路上駐車に対しては、迷惑駐車防止について市民意識の向上を図るため「大阪市迷惑駐車防止に関する条例」(平成6年)に基づき、啓発などを実施しています。

○ 広域的施策

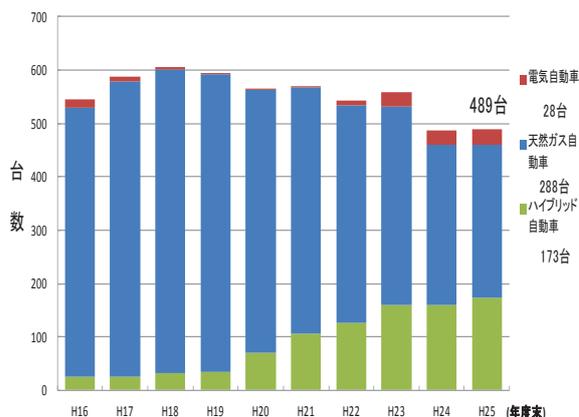
(7) エコカーの普及促進

大阪市では、電気自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車に加えて、低排出ガスかつ低燃費車をエコカーと定義し、「大阪市公用車エコカー導入指針」に沿って、公用車へのエコカー導入とその普及促進を図っています。平成25年度末現在、全公用車3,405台のうち、489台が低公害車で、電気自動車は28台、天然ガス自動車288台、ハイブリッド自動車は173台となっています。

また、低排出ガス車かつ低燃費車は750台

となっています。

公用車への低公害車の導入状況



(イ) グリーン配送の推進

大阪市に物品を納入する事業者に、輸配送に低公害車や低排出ガス車などを使用する「グリーン配送」を義務付け、低公害車等への転換促進を図っています。

(ウ) 御堂筋エコロード推進事業の推進

平成19年度から、御堂筋沿道の企業及び運送事業者等と連携して、エコドライブの実践、エコカーの使用、グリーン配送の推進、公共交通機関等の利用推進等を進めています。平成25年度は、ECO 縁日 2013 及び ECO フェスティバルにおいてパネルの展示や、本庁舎前においてエコカーの実車展示及びエコドライブ実践のPRを行いました。

(エ) 環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト

港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」の事業として、エコドライブ教習(1回)等を実施しました。

(オ) 公共交通機関等の利用促進

鉄道、バス等公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進するとともに、通勤・通学時や業務時の移動における不要不急の自動車使用の抑制、毎月20日のノーマイカーデーの啓発を進めています。

(カ) おおさか交通エコチャレンジ推進運動の実施

大阪府、堺市とともに、「大阪自動車環境対策推進会議」において、平成23年8月に「おおさか交通エコチャレンジ推進事業者登録制度」を創設し、エコカーの導入やエコドライブの実践などに

率先して取り組む事業者の募集、登録を行っています。登録事業者のうち、特に優れた取り組みを行った者については、表彰（おおさか交通エコチャレンジ賞）を行い、環境に配慮した自動車利用の普及啓発を図っています。

2 水環境

(1) 大阪市水環境計画

大阪市では、平成23年3月に改訂した「大阪市水環境計画」に基づき、市民が満足できる良好な水環境の創出に向けた各種施策を推進しています。

計画では、わかりやすい指標を取り入れ、河川等の現状について情報提供することや「市民との

協働」を重点的な取組みとすることが示されています。計画に基づき、平成23年度に「水環境協働推進会議」を立ち上げ、地域の市民団体や区役所、関連部局が連携しながら、水辺教室など、水環境に関する市民参加型イベントを開催しています。



「楽しい水辺教室」の様子
(投網体験)



「楽しい水辺教室」の様子
(いけすで魚採り)

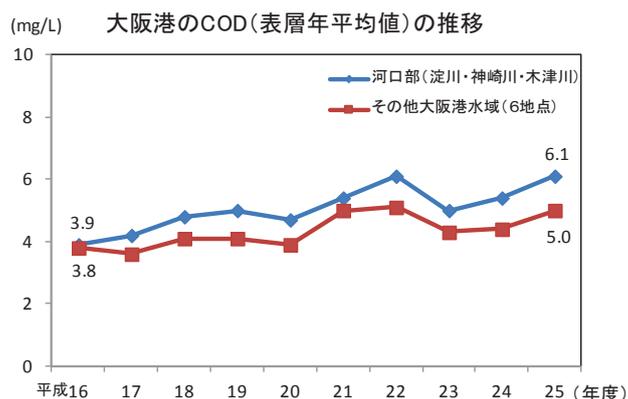
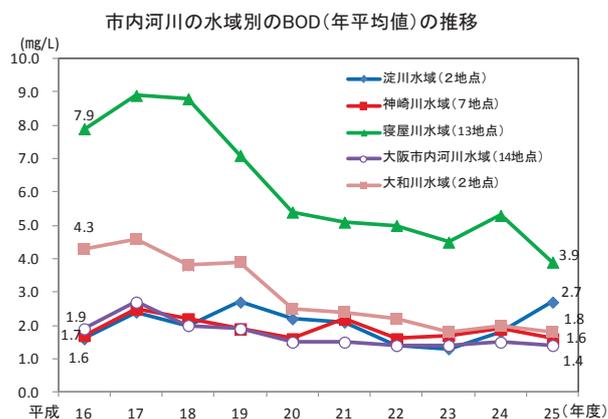
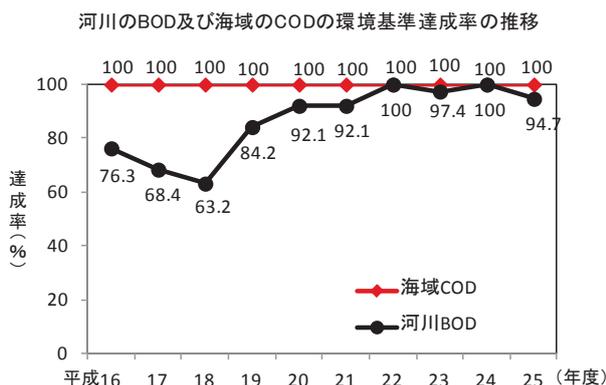


水環境出前講座の様子
(バUCKETテストで水質調査)

(2) 水環境の現状

① 水質汚濁の状況

大阪市では、「水質汚濁防止法」に基づき、公用水域の水質定点調査を実施し、環境基準達成状況などを把握しています。近年、水質改善が進んでおり、平成25年度の河川、海域におけるBOD*(またはCOD*)は一部の河川を除いた地点で環境基準を達成しています。



② 河川等の生物調査

大阪市の河川には水質改善とともに、多くの魚類の生息が確認されています。

平成 23 年度に河川で実施した魚類生息状況調査では、メダカやドジョウなどの絶滅危惧種を含め、在来種 41 種が確認されました。また、平成 25 年度に河川及び海域で実施した底生生物(貝類や甲殻類等)調査では、ハクセンシオマネキ(カニの仲間)やカワナナの仲間などの絶滅危惧種を含め、148 種類の底生生物が確認されました。

(3) 主な水質保全対策

大阪市では、河川及び海域の水質汚濁を改善するため、下水道整備を進めるとともに、工場等の排水規制や発生源監視の強化、河川・海域の浚渫*等を行い、公共用水域に排出される汚濁負荷量の削減を図ってきました。その結果、市内の河川及び海域の水質汚濁はかなり改善されています。

① 下水道整備

「水質保全対策」の事業としては、合流式下水道*の改善と高度処理*の導入を推進しています。

大阪市の下水道は、普及率がほぼ 100%に達していますが、そのほとんどが合流式下水道となっています。合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水とともに汚れの一部やご

み等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因の一つになっています。この問題に対して、平成 14 年度から「合流式下水道の緊急改善対策」を推進し、改善を図っています。

高度処理については、主に SS*除去を目的とした急速ろ過池、リン除去を目的とした嫌気好気法(AO 法)*を一部で導入済みであるほか、今後これらに加え窒素除去を目的としたステップ流入式多段硝化脱窒法*の導入を図っています。

② 工場排水規制

ア. 公共用水域へ排水する事業場

大阪湾の水環境の改善を推進するため、公共用水域へ排水する事業場に対して、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査を行い、汚濁負荷量の削減について指導しています。

イ. 公共下水道へ排水する事業場

公共下水道へ排水する事業場に対して立入調査を行い、下水道への排除基準を遵守するための除害施設(污水处理施設)について、維持管理の徹底や施設の改善等を指導しています。

また、有害物質を使用する事業場等に重点的な立入指導を行うとともに、規制強化された亜鉛や、ふっ素、ほう素等の排水処理が困難な物質への対策についても指導に努めています。

3 地盤環境

(1) 地盤沈下

① 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。地盤は一度沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止が重要です。

大阪市では、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により、地盤沈下が進行しましたが、法令等の地下水採取規制により、地盤沈下は昭和 38 年以降、

沈静化しています。

② 地盤沈下対策

大阪市では、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、工業用水道の敷設などの対策を進めてきました。

現在、地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び府条例により、工業用、建築物用の地下水の採取が規制されています。大阪市では、これらの法令等による規制とともに、関係自治体による「阪神地区地盤沈下調査連絡協議会」に参画し、水準測量の

実施などの情報交換に努めています。

(2) 地下水・土壌汚染

地下水・土壌汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えています。

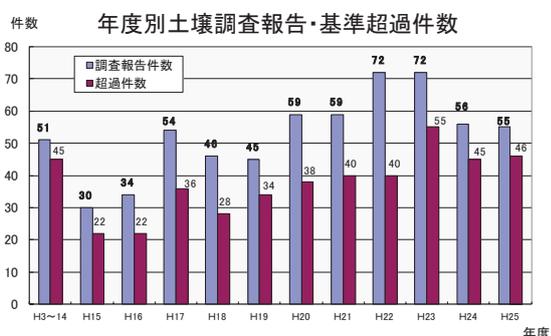
① 地下水・土壌汚染の現状

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が難しいことから、未然に防止することが重要です。

大阪市では、「水質汚濁防止法」の規定に基づく「水質測定計画」により、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を行っています。

平成25年度の概況調査では、8調査地点中7調査地点で環境基準を達成しています。

また、土壌汚染については、平成25年度に報告書等の提出があった土壌調査55件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は46件となっています。



※ 平成14年度までは全て自主調査として実施されている。
※ 平成15年度は、自主調査及び法第3条調査に基づき行われた調査を合わせた件数。
※ 平成16年度以降は、自主調査、法第3条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。
※ 平成22年度以降は、自主調査、改正法第3条・4条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

② 地下水・土壌汚染対策

ア. 地下水汚染対策

「水質汚濁防止法」に基づく地下水汚染の未然防止に努めるとともに、本市の関係部局と連携して、地下水汚染の情報の交換に努めています。

イ. 土壌汚染対策

(7) 土壌汚染対策法・府条例に基づく規制・指導

土壌汚染による市民の健康被害の防止のため、「土壌汚染対策法」・府条例に基づく規制・指導を行うとともに、その周知・啓発を図っています。

(イ) 自主的な土壌調査に対する指導

「土壌汚染対策法」・府条例の規制を受けない土地の自主的な土壌調査、対策に対しても、法・条例に準じた指導を行っています。

(ウ) 情報の収集・提供等

土地履歴や有害物質取り扱い情報など土壌汚染情報を収集、整理、保存し、適切に提供するように努めています。

(エ) 土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの推進

土壌汚染対策においては、調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について公表・説明することや、市民の不安を解消するための「リスクコミュニケーション」が重要です。大阪市では、土壌汚染物質による環境リスクやリスク管理手法についての情報の収集・提供やコミュニケーション手法の指導などを実施しています。